（不動産特定共同事業契約の成立時の書面の記載事項）

第四十七条　（略）

２　法第二十五条第一項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　第四号事業を行う者にあっては、委託特例事業者の委託を受けた不動産特定共同事業者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

三　（略）

四　第四号事業を行う者にあっては、委託特例事業者の法第五十八条第二項の規定による届出の受理番号

五～七　（略）

八　第四号事業を行う者にあっては、委託特例事業者の報酬に関する事項

九～十四　（略）

十五　対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、対象不動産の変更に係る手続に関する事項

十六　対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、業務外金銭の運用に関する事項

３　（略）

（電子取引業務に係る重要事項の閲覧）

第五十五条　法第三十一条の二第三項の主務省令で定める事項は、第四十三条第一項第一号、第二号、第六号、第八号、第十六号、第十八号、第二十号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第二十九号、第三十一号、第三十二号、第三十五号、第三十七号（対象不動産の追加取得の方針に係る部分に限る。）、第四十三号及び第四十五号に掲げる事項とする。

２～４　（略）

（登録申請書の記載事項）

第六十条　法第四十二条第一項第十号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　電子取引業務を行おうとする場合にあっては、電子取引業務を遂行するための体制に関する事項

２　（略）

（登録申請書の記載事項の変更の届出）

第六十七条　（略）

２　法第四十七条第一項の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一～四　（略）

五　法第四十二条第一項第九号に掲げる事項についての変更（定款又はこれに代わる書面の変更を伴うものに限る。）　変更後の定款又はこれに代わる書面

３　（略）

（不動産特定共同事業契約の成立時の書面の記載事項）

第四十七条　（略）

２　法第二十五条第一項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの（第四号事業を行う者以外の者にあっては、第二号、第四号及び第八号に掲げるものを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第十五号及び第十六号に掲げるものを除く。）とする。

一　（略）

二　委託特例事業者の委託を受けた不動産特定共同事業者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

三　（略）

四　委託特例事業者の法第五十八条第二項の規定による届出の受理番号

五～七　（略）

八　委託特例事業者の報酬に関する事項

九～十四　（略）

十五　対象不動産の変更に係る手続に関する事項

十六　業務外金銭の運用に関する事項

３　（略）

（電子取引業務に係る重要事項の閲覧）

第五十五条　法第三十一条の二第三項の主務省令で定める事項は、第四十三条第一項第一号、第二号、第六号、第八号、第十六号、第十八号、第二十号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第二十九号、第三十一号、第三十二号、第三十五号、第三十七号（対象不動産の追加取得の方針に係る部分に限る。）及び第四十三号に掲げる事項とする。

２～４　（略）

（登録申請書の記載事項）

第六十条　法第四十二条第一項第九号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　電子取引業務を行う場合にあっては、電子取引業務を遂行するための体制に関する事項

２　（略）

（登録申請書の記載事項の変更の届出）

第六十七条　（略）

２　法第四十七条第一項の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一～四　（略）

五　法第四十二条第一項第八号に掲げる事項についての変更（定款又はこれに代わる書面の変更を伴うものに限る。）　変更後の定款又はこれに代わる書面

３　（略）